

○個人情報保護委員会規則第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

個人情報保護委員会委員長代理委員 大島 周平

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整理に関する規則

（特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正）

第一条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第

二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部改正)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「~~第2条第15項~~」を「~~第2条第16項~~」に改める。

## 附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。